

小平キャンパスサーバ室のラック等 一式

仕様書

令和7年8月

国立大学法人 一橋大学

1 事業概要

国立大学法人一橋大学（以下、「本学」という。）は小平国際キャンパス内にサーバー室を設置するため、新たな機器を調達し設置する。

2 設置場所

一橋大学小平国際キャンパス 2階 共同研究室3

3 納入期限

令和8年2月28日

4 調達品

- | | | |
|-----|----------------|----|
| (1) | サーバーラック | 一式 |
| (2) | パーティション | 一式 |
| (3) | セキュリティ機器（カード式） | 一式 |
| (4) | セキュリティ機器（顔認証式） | 一式 |
| (5) | サーバー用電源 | 一式 |

5 仕様

5.1 （1）サーバーラック

5.1.1 合計42U以上の機器を収容可能なEIA準拠の19インチラックで、幅75cm以上、奥行き120cm以上、高さ200cm以下であること。

5.1.2 5面のラック導入し、連結すること。

5.1.3 排熱を考慮して、ラック前面、背面、側面はバンチング仕様であること。

5.1.4 ラックは前面、背面ともに鍵にて施錠が可能なこと。

5.1.5 フリーアクセス床の高さ（300mm）に合わせて架台を用意し、スラブ面にアンカー固定を行い設置すること。

5.1.6 設置機器の荷重が設置予定場所の床の耐荷重（450kg/m²）よりも大きいときは、荷重分散の処置を行うこと（650kg/m²以上）。荷重分散に鉄板等を用いる場合はスラブ面にアンカー固定を行い設置すること。

5.2 （2）パーティション

5.2.1 入り口の扉とラックの間にパーティションを設置し、人の侵入を防ぐこと。

5.2.2 パーティション設置に伴う防災設備の増設が無いように設置を行うこと。

5.2.3 パーティションに扉を設置すること。扉は親子ドアとし120cm以上の幅を確保すること。

5.2.4 パーティションの扉は電子錠で自動的に施錠できるようにすること。

5.3 （3）セキュリティ機器（カード式）

- 5.3.1 本学の国立キャンパス第 3 研究館 103 室入り口扉に設置されているセキュリティ機器（株式会社エヌケーシー 入退室管理システム OAre）と同等のセキュリティ機器を用意すること。
参考）<https://www.oare-system.net/specification/index.html>
- 5.3.2 既設のセキュリティ機器（カード式）と交換し、サーバールーム廃止後は原状回復ができるようにすること。
- 5.3.3 セキュリティカードは現在使用している Felica カードがそのまま使用できること。
- 5.4 （４）セキュリティ機器（顔認証式）
- 5.4.1 5.2 本学の国立キャンパス第 3 研究館 103 室内に設置されている顔認証のセキュリティ機器（Hikvision Face terminal 680）と同等のセキュリティ機器を取り付けること。
参考）<https://hik.dss.co.jp/product/ds-asc8ds-k1t680d-e1>
- 5.4.2 パーティションの扉の電子錠の開錠は顔認証で行えるようにすること。
- 5.5 （５）サーバー用電源
- 5.5.1 200V 30A の電源ケーブル 15 本をサーバーラックに引き込むこと。差込口が NEMA 規格の L6-30 R（受け側）となっていること。
- 5.5.2 100V 20A の電源ケーブル 10 本をサーバーラックに引き込むこと。差込口が 3P 抜け止めとなっていること。

6 作業期間内の注意事項

- 6.1 作業は原則として、行政機関の休日に関する法律第 1 条に定める日を除く平日(以下「平日」という)の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に行うこと。それ以外の時間に作業を行う場合は担当者の許可を得ること。
- 6.2 作業に際し本学の施設へ入出するときは、必ず担当者に通知すること。
- 6.3 担当者の許可なく、指定区域外へ立ち入ってはならない。指定区域以外に立ち入る必要性が生じた場合は、必ず担当者の許可を得ること。
- 6.4 作業を実施する場合は、担当者からの注意を遵守し、当該担当者の指示のもと、これを実施すること。
- 6.5 作業中に疑義及びトラブルが発生した場合は速やかに担当者に連絡し指示を得ること。
- 6.6 作業中に本学が保持する物品、設備及び施設に損害を与えぬよう、必要な場合は養生などを施すこと。
- 6.7 設置予定のフリーアクセス床は、耐荷重 5000N の製品を予定しているため、機材搬入の際には床にたわみが発生しないように養生を行うこと。
- 6.8 請負者の過失により、本学が保持する物品、設備及び施設に損害を与えた場合は、請負者がこれを補償するとともに復旧を行うこと。
- 6.9 作業時に発生した廃材及び作業場所の汚れなどは請負者が適切に処分及び清掃等を行

うこと。

- 6.10 作業終了後は担当者にその旨を連絡し、作業確認を受けること。
- 6.11 室内作業においては無火気工法を原則とする。やむを得ず火気を使用する場合は、必ず担当者の許可を得ること。
- 6.12 既存設備操作(ブレーカー、バルブ等)の操作が必要な場合は、当該担当者の指示のもと実施すること。

7 その他

- 7.1 本工事にかかる一切の費用を含むこと。また、工事に伴う養生についても一切の費用を発生させることなく請負者の負担でこれを行うこと。
- 7.2 本仕様書に記載されていない事項、または疑義が生じた場合には、担当者と別途協議すること。ただし、軽微なものについては担当者の指示に従うこと。
- 7.3 安全確保及び事故防止のため必要な措置を講じること。事故が発生した場合、その損害の補償については請負者が責任を負うこと。

以上